

むつ市議会第225回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成27年9月10日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第54号 むつ市工場立地法の規定に基づく準則を定める条例
- 第2 議案第55号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第56号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第57号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第58号 新たに生じた土地の確認について
- 第6 議案第59号 新たに生じた土地の字名について
- 第7 議案第60号 新たに生じた土地の確認について
- 第8 議案第61号 新たに生じた土地の字名について
- 第9 議案第62号 財産の減額譲渡について
(工場建設を計画する企業に対して市有地を減額譲渡するためのもの)
- 第10 議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第11 議案第64号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第12 議案第65号 平成27年度むつ市一般会計補正予算
- 第13 議案第66号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第15 議案第68号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第69号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第70号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第71号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第72号 平成26年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第73号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第74号 平成26年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第22 議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算
- 第23 議案第76号 工事請負契約について
(大畑町魚市場建設第1期工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第24 議案第77号 定住自立圏形成協定の締結について（大間町）
(大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの)
- 第25 議案第78号 定住自立圏形成協定の締結について（東通村）
(東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立

圏形成協定を締結するもの)

- 第26 議案第79号 定住自立圏形成協定の締結について（風間浦村）
（風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの）
- 第27 議案第80号 定住自立圏形成協定の締結について（佐井村）
（佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの）
- 第28 報告第26号 平成26年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第29 報告第29号 専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第30 報告第30号 専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第31 報告第31号 専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第32 報告第32号 専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第33 報告第33号 専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第34 報告第34号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（平成27年度むつ市一般会計補正予算）
- 第35 報告第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（平成27年度むつ市一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	遠 藤 雪 夫
代 監 査 委 員	阿 部 昇	総 務 政 策 長	花 山 俊 春
財 務 部 長	石 野 了	民 生 部 長	柳 谷 孝 志
保 健 福 祉 部	畑 中 秀 樹	経 済 部 長	高 橋 聖
経 理 政 推 進	二 本 柳 茂	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長	松 本 大 志	大 所 大 管 理 課	坂 井 隆
協 野 所 野 舎 野 課	白 尾 芳 春	会 管 総 政 理 出 納 室	鹿 内 徹
選 挙 管 理 委 員 局 長	杉 山 重 行	監 事 監 事 次 査 務 査 務 員 長 員 局 長	竹 山 清 信

農委事務局 農業局長 局長道長 務部事務課 策理課 務部事務課 財政推進 經濟副商課 總政總幹 財務課 經濟課 總政總主	工藤初男 川森浩史 野藤賀範 氏家剛 金澤寿々子 中村智郎 吉田真 吉田和久 杉澤一徳	教育部長 務部策監 務部事務課 策理課 民生部 策理課 民生課 建設課 總政總主	古川俊子 川西伸二 光野義厚 東雄二 高橋真 角本力 坂野かづみ 小笠原洋一 栗橋恒平
---	---	--	---

事務局職員出席者

事務局長 總括主幹 主任主査	柳田諭 佐藤悦 村口一也	次長 主幹 主事	濱田賢一 小林睦子 山本翼
----------------------	--------------------	----------------	---------------------

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております平成26年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第35 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第54号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第54号 むつ市工場立地法の規定に基づく準則を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第55号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第55号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第56号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第56号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 3点ほどよろしく申し上げます。

まず、これ再交付の手数料というものが1枚につき800円とか500円取られるということですが、これは再交付ということですから、本人が紛失したなどの理由で再交付ということなのかというのをお聞きしたいと思います。それとも、例えば2枚本人が欲しいのだというときの再交付も可能なのかということを知りたい。そして、この条例においては、私なかなかわかりませんから、再交付というのを想定している事例というのはどういった場合なのかをお聞きしたいと思います。

また、2点目ではありますが、紛失した場合、紛

失の再交付の理由というのはさまざまあると思うのですが、本人の責任でなくてもなくしてしまう、例えば火災だとかいろんな場合があるのですが、どんな理由でも手数料というものは取られるのか。例えばこういう場合は免除して無料交付というのではないのかどうかです。

あと3点目ですが、盗まれたという場合の紛失で再交付を申請するという場合があると思うのですが、そういうふうな場合はどういうふうになるのかをお聞きしたいと思います。例えばクレジットカード、これを紛失した場合は、普通はただちに警察に届けて、その番号を使用できなくなる、そういう手続を皆さんすると思うのですが、このような盗まれた場合は、個人カードだとか番号カードの場合はどういうふうになるのかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目であります再交付手数料が発生する事例であります。通知カード、個人番号カードとも、本人が紛失や焼失、または著しく損傷した場合となります。また、通知カードも個人番号カードとも国民一人一人の固有の番号を付しているため、同時に2枚交付することはできません。

次に、お尋ねの2点目、紛失の再交付の理由が、例えば盗難などご本人の責任でない場合の手数料についてであります。そのような場合は運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード同様、通知カード、個人番号カードとも再交付手数料が発生いたします。ただし、市町村や委託先の地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISのミスによるものや、カードの追記欄の余白がなくなり返納した場合等は、手数料は発生いたしません。

お尋ねの3点目、カード紛失時の対応について

であります。通知カードを紛失した場合は、ただちに住所地市町村長に紛失届を提出していただきます。一方、個人番号カードを紛失した場合は、24時間体制のコールセンターに連絡し、まず一時停止の措置をとり、その後住所地市町村長に紛失届を提出していただくこととなっております。双方のカードとも警察に遺失届を提出するほか、個人番号が漏えいして不正に用いられる可能性がある場合は、住所地市町村長に個人番号の変更手続を申し出することも可能となっておりますので、ご理解賜りたく存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今の答弁ですと、再交付は全て手数料を取られるというふうに理解するのですが、やはりそういうやり方というのは問題ではないかなと思うのです。やっぱり本人の責任でなくした場合はそれなりの措置というものをしっかり設けてもらいたいなというふうに思うのですが、そこら辺の議論はあったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それと、なくした場合はただちにそういうふう届けるといっているのであります。そこら辺の周知徹底というのはどういうふうになされるのか。なかなか文字を読むのが大変だとか、耳が聞こえないとか、そういう方々もみんな当然もうこういう番号をつけられるわけですから、そういうものの周知というのはどういうふうにされるのかというのをお聞きしたいと。

そして、今の答弁ですと、紛失、盗難に遭った場合は、その悪用といいますか、それを防ぐために別の番号をその人に与えるというふうなことを今答弁されたのですが、私としては、一つの番号を与えられると、もうずっと一生涯その番号かなというふうに思っていたのですが、では逆に本人がその番号を別な番号に変えたいというふうに希望した場合は別な番号にすることは可能なのかど

うかというのもちよっとお聞きしたいと思いません。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 再交付手数料が発生するときの議論があったのかどうかという1点目でございますけれども、もちろん当然基本的にはこれ、マイナンバー制度は国のほうの法律で定められて、市のほうは法定受託事務ということでやっておりますので、そちらのほうでは議論があったものと思われませんが、先ほど全て再交付手数料が発生するというふうなご発言でありましたけれども、基本的には先ほども申し述べましたとおり、市町村や実際事務を委託しております地方公共団体情報システム機構というところがありまして、そちらのほうのミスによる場合とか、もしくは転居すると住所の変更をしなくてははいけません。それを追記欄に書いていかななくてははいけないのですが、その欄がなくなったという場合は再交付手数料は発生いたしません。

2番目のこの番号の周知ということでございますが、もちろん国のほうでもホームページとかいろんな各場面で周知しておりますし、むつ市ももちろん広報むつなりホームページなりで周知しております。

3番目の別の番号を希望で変えられるのかというお尋ねであったと思えますけれども、基本的には固有の番号を付すというのがこのマイナンバー制度ですので、ただし先ほど申し述べましたとおり、この個人番号カード等が紛失して事件に巻き込まれるとかという場合がある場合に、不正に用いられる可能性がある場合は例外的にその番号を変える手続ができるということですので、希望により番号を変えるということとはできないものと考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 最後に私心配するのが、例えばそのカードが交付されたら。交付されて、その人が家のどこかに置いていたとすると。日常的にしょっちゅう使うものであれば、それはその存否があるかないかというのはしょっちゅう確認するのですが、例えば使う機会がない、なくても生きていける方はほとんどだと思っております。そうすると、そのカードがどこに行ったかわからないというふうな場合が多々あると思っております。結局盗まれたのかどうかかわからないし、もしかしたらどこかにあるのかもしれない。というふうな形の存在になっていた場合、本人は何もカードがなくても生きていけるわけで、そうするとある人がそのカードを取っていたとする。でも、本人はそのカードが取られていたのを知らないというふうな状況がもしあれば、結局本人がそのカードを悪用されているというのをわからないで悪用されているという場合も十分考えられるのですよね。本人が、そのカードをしょっちゅう利用しているわけではなくてほとんど使わないという状況であれば、もうどうされているのか本人がわからないでいながら、実は何か変なところに使われていたというふうな場合があった場合、そういう場合はどういうふうに防ぐことができるのかというのがどういうふうになっているのかというのをちょっとお聞きしたいなど。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 横垣議員のお尋ねにお答えします。

このカードの、個人番号、マイナンバー制度の趣旨に鑑みまして、持つことになった市民の皆様は、やはり大切に保管していただくということに尽きるのかなと考えております。

以上です。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第57号

○議長(山本留義) 次は、日程第4 議案第57号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第58号

○議長(山本留義) 次は、日程第5 議案第58号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第59号

○議長(山本留義) 次は、日程第6 議案第59号 新たに生じた土地の字名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第60号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第60号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第61号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第61号 新たに生じた土地の字名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第62号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 議案第62号 財産の減額譲渡についてを議題といたします。

本案は、工場建設を計画する企業に対して市有地を減額譲渡するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番斉藤孝昭議員。

○12番(斉藤孝昭) 議案第62号 財産の減額譲渡についてであります。

これは、市の誘致企業である株式会社永木精機に対して市有地を減額譲渡するためのものです。提案理由の説明では、工事の施工に必要な土地の整備に要する経費を減じて譲渡することとしていますが、平成25年に同じ永木精機さんに対し減額譲渡したときと同じ理由とは思いますが、念のため理由をお聞きいたします。

○議長(山本留義) 経済部長。

○経済部長(高橋 聖) 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

当市は、昭和63年以降、誘致企業に対する優遇措置の一つとして、市の土地をあっせんした場合は議会のご理解を賜り、議決を経て減額譲渡を行っております。今回の土地譲渡の前には、当該土地に隣接する5区画、合計5,093平方メートルを株式会社永木精機に対して先に譲渡したところがありますが、その際の理由につきましては、平成5年の造成完了時から手つかずのまま20年が経過したことにより現状は荒れた状態にあり、また土

地の一部が平地ではなく傾斜勾配となっており、それが未造成地としてそのまま残っていることなどから、改良工事等の土地の多くの手直しが必要であり、工場建設のための工事に必要な土地の整備に要する経費を参酌する必要があるものとしてご説明申し上げ、平成25年10月のむつ市議会149回臨時会において議会のご理解を賜り減額譲渡にて議会の御議決を賜ったところでございます。

今回提案いたしました土地につきましても、先に譲渡いたしました5区画と同様の現状にあることから同様に参酌し、同じ減額率にて譲渡したく存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 前議員と同様の質疑の内容でありましたので、質疑は取り消させていただきます。

○議長(山本留義) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番(濱田栄子) そうすると、減額譲渡する時点では軟弱地盤ということの調査等はしないで減額譲渡したということですか、現在。

○議長(山本留義) 濱田栄子議員、今のこの議案と違いますので、その辺。

○13番(濱田栄子) 今の減額譲渡についてです。

そのまま、前の減額譲渡と同様の状態で契約するということですね。地下調査等をしないで。

○議長(山本留義) 経済部長。

○経済部長(高橋 聖) 当該土地につきましては、過去の資料等により支障を来すような軟弱地盤ではないということを相互に確認しておりますので、議案第63号の案件とは異なるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第63号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番斉藤孝昭議員。

○12番（斉藤孝昭） 議案第63号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。先ほどの議案第62号と少し関連します。前段説明をさせていただきます。

この事件の概要は、平成25年10月31日に、市の誘致企業である株式会社永木精機に対し、市有地である並木工業団地内の土地5区画を工場用地として、議会の議決を経て減額譲渡したということは先ほど説明を受けました。この建設に着手した後の平成27年5月25日に、同社から建設予定地内に軟弱地盤箇所が存在し、工場の建設及び機械設備の設置に支障を来すため、新たに軟弱地盤の改良工事を追加で実施する必要がある旨の報告を受けた。市が調査した結果、当該土地に知り得た瑕疵があったため、追加で実施する軟弱地盤の改良工事経費相当額を同社に対し支払うということの概要だと提案理由の説明にありました。

そこでお聞きしますが、今申し上げました事件

の概要にあった当該土地に知り得た瑕疵とはどういうことなのか。

次に、和解内容に記載されている損害賠償額1,064万円は軟弱地盤の改良工事経費だと思えますが、この経費の算出は株式会社永木精機が行ったのか、それともむつ市が行ったのか、どちらなのかをお知らせ願いたいと思います。

最後になりますが、土地売買取引にかかわる契約書があると思えますけれども、その中に瑕疵担保責任免除特約という条項が入っていることが通例というふうに言われています。この規定が契約書に記載されているのかどうかお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

譲渡した土地の一部が軟弱地盤であるということにつきましては、平成22年3月に用地造成会計が廃止され一般会計に引き継いだ際にも明らかになっていなかったところであり、今般株式会社永木精機からの申し出があるまでは、そのような存在、事実を担当課は認識しておりませんでした。しかしながら、申し出がありました後に再度関係資料等を調査した結果、昭和60年5月に並木団地地質調査及び軟弱地盤解析業務を実施し、その報告書において土地の一部に軟弱地盤が存在することが判明したところでございます。このことから、市役所内部において適切に事務引き継ぎが行われていたのなら、市において軟弱地盤対策をしっかりと講じたうえで工業用地として譲渡すべきものであり、当該事案は発生していなかったものでありますことから、追加で実施する軟弱地盤の改良工事経費相当額を同社に対して支払うものであります。

2点目のお尋ねは、この金額が株式会社永木精機の設計なのか、むつ市の設計なのかということ

についてであります。経費の算出は株式会社永木精機が行っており、これを市において建設の技術部門が内容確認を行っております。

3点目につきましては、瑕疵担保責任免除特約の条項は、契約書の中に入っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 軟弱地盤の改良工事経費、株式会社永木精機が行って、それを市が確認をしたということで間違いはないということだと思います。

そこで、先ほどの瑕疵担保責任免除特約という話をしましたが、免除特約の条項が入っているにもかかわらずむつ市が損害賠償を支払うということになるというのは、ちょっとどういうことかというふうに思いましたので、そのところをお答え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

市が過去において軟弱地盤であることを把握していた事実があり、当市の顧問弁護士に確認したところ、隠れた瑕疵とは認められないことから、当該条項の規定があっても免責は認められないものと法的に判断されておりますことから、損害賠償を支払う必要があることとなります。

以上です。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 過去にこの土地を幾らで購入して、造成工事に幾らかかって、多額の税金を投入してきたというのは事実なのです。このたび1,400万円で譲渡した土地に対して1,000万円の損害賠償金を払わなければならないということになりますと、市民の皆さんから集めた血税を無駄遣いするというふうなことにならないかと私は考えていますが、市当局にとりまして、今後どのよう

なことをしっかり対応して対策を立てるのか、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今回の件でありますけれども、これは誘致企業に対する対応であるということをもっと申し上げたいのですが、今回地盤改良経費のほか工期の延長に伴う完成時期のおくれということで、非常にご迷惑をおかけしてしまっております。そういった部分について、改めて株式会社永木精機におわびを申し上げたいというのがまず第1点。

それから、今回誘致企業ということで我々やってきているわけでありまして、一にも二にも、当市といたしましては雇用が、これがずっと課題になってきたわけでありまして。雇用を少しでも増進させたいという思いから、今回この並木工業団地の造成を行い、さらに企業に来ていただいているということでございます。

ただ一方で、ちょっと時系列がおかしくなってしまったものですから、過大な負担を市民におかけしているというような印象を与えたかもしれませんけれども、本来であればこの件は、軟弱地盤対策をしたうえで企業誘致という形に臨むのが本来望ましい形だったというふうに思っています。今回は、昭和60年代の調査というものを見逃していたということが、その事務の引き継ぎの中でしっかりいっていなかった部分があるということでございますので、今後このようなことがないようにしっかりと事務の引き継ぎ、あるいは土地を譲渡する場合の対応ということを考えていきたいというふうに思っておりますし、また今回の件に関しましては少し支出、この財政厳しい中で非常に大きくなってしまいましたけれども、スピード感を持ってこの事案について解決をして、来ていただく株式会社永木精機のほうにもしっかりと対応を見せて、今後の企業誘致の方針というか、

我々のあり方についても、ほかの来ていただこうと考えている企業の皆様にも安心して来ていただけるような対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第63号 和解及び損害賠償の額を定めることについて質疑をさせていただきます。

本議案は、さきにありますように、大阪府に本社がある誘致企業である株式会社永木精機に売却した市有地に瑕疵があったということから損害賠償を行う内容でありまして、この後私が所属しております産業建設常任委員会に付託予定となっておりますのでありますが、市長出席の本会議での質疑を行いたく、本会議での発言通告を行いました。議長の取り計らいに感謝を申し上げながら、3点についてお伺いをいたします。

1点目は、本議案は赤川ノ内並木の市有地5,093平米、1,533坪を誘致企業の株式会社永木精機に平成25年10月31日に1,465万8,500円で売却した土地に対して、相手方から軟弱地盤が存在し、地盤改良工事が必要との報告を受け、その結果市側に知り得た瑕疵があったとのことから、売却額の72.6%に当たる1,064万円の損害賠償額を支払うとの内容であるわけでありまして、この損害賠償額を算出した根拠をお示し願います。

2点目は、当該土地を売却する際の評価額決定に当たって、土地鑑定士などに依頼したのかどうか、評価額決定に至る経緯と積算内容をあわせ説明を願います。

3点目は、現地周辺にかつて湿地があったという調査結果が残っていたものの、部署間の事務引き継ぎや、情報共有が不十分だったため地盤改良したうえで売却するなどの措置がとられていなか

った、今後は再発防止に努めるとの新聞報道がありますが、地盤改良したうえで売却しなければならなかったと判断した理由と、今後の再発防止策を説明願います。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

第1点目、損害賠償の額である1,064万円は、株式会社永木精機が追加で実施する軟弱地盤の改良工事経費相当額であります。経費の算出は、株式会社永木精機が行っており、これを市において建築の技術部門が内容確認を行っております。

次に、当市が所有する土地の売買に当たりましては、公平公正の観点から適正な価格を把握するため、業務委託契約により不動産鑑定を依頼しているところであり、本件不動産につきましても、不動産鑑定士の鑑定評価により、国道279号に面した赤川ノ内並木100番19、100番20及び100番21の3区画が1平方メートル当たり6,690円、国道から奥となります73番33及び73番34の2区画が1平方メートル当たり5,890円の評価額が算出されております。

3点目でございます。当該土地は、市が並木工業団地として企業誘致を図るために造成したものであり、市有地である工業団地を市が誘致企業に対しあつせんすることは、企業側にとっては、市があつせんした土地だという安心感とともに、あとは工場を建設するだけの状態に造成、整備済みであるとの認識であると思われまして、工場建設に支障を来すようなふぐあいがある状態のまま土地を譲渡することは、企業誘致に対する市の姿勢が問われるとともに、誘致企業との信頼を損なうものであります。このような事態を招かないようにするためにも、市が所有する土地をあつせんする場合は、土地の現況状態調査を踏まえたうえ

でよく把握し、そのうえでふぐあいにはしっかりと対策を講じた後に市有地をあっせんすべきものと考えております。

また、引き継ぎがうまくできずに過去の事実関係が確認できなかったことが原因でありますことから、今後の再発防止策につきましては、引き継ぎ時における漏れなき資料の確実な受け渡し、事務に当たっては、これまでの土地の経緯や過去の再調査の実施などに努め、今回のような誘致に向けた取り組みに大きな影響を与え、市の企業誘致施策に対する姿勢が問われかねない事案が発生することがないように、着実な企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 再質疑をいたします。

2点お尋ねいたしますが、1つは、瑕疵担保責任について、この土地の売買契約書の第9条で、乙というのは株式会社永木精機であります。乙は本契約の締結後、売買物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵があることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求またはこの契約を解除することができないものとするとなっているわけであり。したがって、乙である株式会社永木精機から軟弱地盤の存在と地盤改良工事を追加で実施する必要がある旨の報告を受け、甲の市側に湿地があったという調査結果が発覚し、このことは本来評価額の積算に考慮すべきであり、第9条の隠れた瑕疵ではないということになるが、そのような理解でいいのかどうか、確認をさせていただきます。

また、隠れた瑕疵とはどのような場合を想定しているのか、お知らせを願います。

2点目は、阪神・淡路大震災の発生を契機しながら、建造物に対する新たな耐震基準が定められているわけであり。その基準を満たさな

ければ建造物の許可がされないことから、土地の売買に当たっては、売り手側、買い手側双方とも耐震基準を満たしているのか否か、土地改良工事を行わなければならないのか否かについて、土地価格の算定に大きく左右されているのが実態だろうという認識をするわけであり。この土地の売買に当たっては、耐震調査を行ったのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 目時議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げ、繰り返すとなりますが、市が過去において軟弱地盤であることを把握していた事実があり、当市の顧問弁護士に確認したところ、隠れた瑕疵とは認められないことから、当該条項の規定があっても免責は免れないものと法的に判断されておりますことから、損害賠償を支払う必要があるということとなります。

2点目のお尋ねでございますが、耐震調査をしているのかということでございますが、現状ではしておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 3回目ではありますが、冒頭の質疑でも言っておりますが、当初1,465万円、賠償額が1,064万円、実質この1,500坪の土地の価格が400万円です。普通の売買の状況からすれば、仮に買い手が契約後に湿地であったとか、改良工事を施さなければならないということがあっても、一旦契約した部分については自主的に改良工事を行うというのが、これまた一般的だろうと、私はそう思います。とりわけ公の土地であります。先ほど齊藤議員もおっしゃっておりますが、市民の血税を使っているわけであり。私は売買をするに当たって慎重な、そして適正な納得のいけるそういう価格の算定をすべきものだというこ

とを強く忠告をし、要望しながら質疑を終わります。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今までのやりとりで、大体私の疑問も解けたのでありますが、そこでその答弁を聞いたうえで私の質疑をさせていただきたいと思います。

昭和60年には、もう既に軟弱地盤というところがあったというのを認識していたということでありましたが、市のほうの考えをお聞きしたいのが、そのとき例えば軟弱地盤というふうに確認していたのが、そう余り大きな問題になるような、そういう状況ではなかった。ところが昭和60年ですから、当時から今になるのにもう35年とか40年ぐらい過ぎていて、そのときの経過とともにさらに軟弱化が増したとかというのがあるのかどうかというのもしちょっとお聞きしたいと思います。それこそ当時その対策をしていけば、少ない金額で改良できたけれども、もう今回は時の経過とともにさらに悪化したので、1,000万円ぐらいの工事費が必要だというふうな場合があったのかどうかというの、ちょっとそこら辺お聞きしたいと思います。

それと、この軟弱地盤というのは大体広さとしてどのくらいなのか。それこそ1メートル、例えば何坪、3坪から4坪ぐらいの部分なのかどうか、そのところも、ちょっと面積も教えていただければと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

開発当時における認識につきましては、既に40年ほど経過しておりますことから確認することはできませんが、株式会社永木精機から建設用地

地内の一部に軟弱地盤箇所が存在する旨の申し出があった後に関係資料を調査した際、昭和60年5月に並木団地地質調査及び軟弱地盤解析業務を実施したことが判明いたしております。同報告書において、土地の一部に軟弱地盤が存在する旨報告されております。

2点目のお尋ねは、広さにつきましては今資料がございませんけれども、水路状の部分ということで、工場建設の一部がちょうどそこにかかっているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ちょっと答弁漏れなのですが、そういう土地というのは時の経過とともに悪化するものかどうか、そのところもちょっと。市もやっぱりそこら辺きちんと検証するべきだと思うのです。当時早目に対処していれば、少ない金額で済んだのかどうか。この開発に当たって、やはりそのところ、当然ほかのまだ売られていない土地もあると思うのですが、当然そこも、結局時の経過とともにどんどん悪化していつているかもしれないですね。そこら辺の総合的な検証というのもし必要かなというふうに思いますので、そのところをどのように対応したのか。対応していなければしょうがないです、答弁できませんから。でも、今後はやっぱりそこら辺の対応の仕方も必要かなというふうに思います。

それと、広さは水路の部分といえますか、それこそどのくらいなのか。本当に一部、何坪単位くらいの広さなのでしょうか。そのところを再度お聞きします。その何坪かのところを改修するのに1,000万円もという、やはり市民感覚からいうと高いかなというふうに感じますので、その面積のほうも教えていただければと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 再質疑にお答えいたします。

先ほど答弁漏れということで、土地の形成状況につきましては、大昔から湾内の沿岸流によりまして堆積された部分というふうな形でございます。その中で形成された土地というふうな表現になってございます。ただし、その後気象状況とか風化、そこら辺でどのようなものになっていったかというのはちょっと把握しておりませんので、その辺でご容赦願いたいと思います。

先ほど土地の水路の幅と申し上げましたが、建設に当たって必要となる影響範囲というのは、400平方メートルということになります。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 1つは、関連質疑いたします。

まず、これまで市の譲渡した土地で損害賠償が発生した事例はあるのか。それから、これは評価額3,258万円の金額を減額譲渡して1,465万8,500円で譲渡する5,093平方メートルの土地でありますけれども、これは前市長の時代の契約ですので副市長に、約1,800万円の減額譲渡しておりますので、この時点でこういう事態が発生するということを想定はしていたのかどうかということで2点お伺いします。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 以前に5区画を譲渡する際に、こういう事態というのは想定していたのかということでございますけれども、当然知り得ないというふうなことで、想定はしていなかったということでございます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

企業誘致に対して議会の議決を経て減額譲渡い

たしました事例は、これまで3件ございますが、いずれも今回のような事例は発生しておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 先ほど目時議員も触れられていましたけれども、阪神・淡路大震災、東日本大震災以降耐震基準が厳しくなっておりますので、これから売買契約には十分気をつけて行っていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第64号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議案第64号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に磯山隆幸氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第64号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第65号

○議長(山本留義) 次は、日程第12 議案第65号 平成27年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第65号 平成27年度むつ市一般会計補正予算の離島航路運航維持事業費補助金について何点かお聞きいたします。

平成26年度のこの補助金の額は、約4,200万円であったのに対しまして、今年度は当初予算で約2,000万円、今回の補正予算額約4,000万円を合わせると、合計で約6,000万円の補助となります。また、この事業に関係する県からの補助金は、平成26年度のときですけれども、約2,000万円で本

年は約1,900万円。そこでお聞きしますが、県からむつ市への歳入として補助金が約100万円減額しているのに対し、むつ市から事業主体であるシライン株式会社への補助金が1,800万円と大幅に増額している理由をまずお知らせ願いたいと思います。事業主体であるシライン株式会社でも、利用者をふやすための経営努力をしてお聞きしておりますが、利用者数はどれくらいになっているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(花山俊春) 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

離島航路補助につきましては、欠損額に対して、まず国からの補助があり、国の支援で賄い切れない部分についてむつ市が7割、佐井村が3割を補助し、国、市、村で全額を補填する仕組みとなっております。今回は船舶定期検査に伴う修繕費が多額となったことから、昨年に比べ市の負担も増額となったものであります。

現在県では、市と村が支出した補助金額の2分の1、または船体維持経費の2分の1のどちらか低い額を市、村に補助しておりまして、この比較において、低い額であります船体維持経費の2分の1の額が市、村へ補助されておりました。したがって、欠損額の多寡にかかわらず県の支援はほぼ一定なのに対しまして、欠損額がふえれば市、村の支出もふえることになります。

また、利用者数につきましては、過去3年間ですけれども、平成24年度が1万2,630人、平成25年度が1万2,191人、平成26年度が1万3,094人となっております。

○議長(山本留義) 12番。

○12番(齊藤孝昭) 補助金の増額の理由についてはわかりました。利用者数については、約1万2,000人前後ということで増減なく推移しているということでありますが、利用者数については観

光のほかに地元の利用者という方もたくさんいらっしゃると思いますが、地元の利用者の方がどれぐらいいるのか、わかっていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

過去3年間の地元の利用者数についてでありますけれども、平成24年度は2,724人で、このうち脇野沢から利用されている方が2,186人、佐井村からが538人です。平成25年度は2,512人で、このうち脇野沢が1,820人、佐井村が692人、平成26年度は3,160人で、このうち脇野沢が2,542人、佐井村が618人となっております、利用者全体に対する地元利用の割合は約2割で、地元利用に限れば、平均すると1便当たり大体2人から3人の方が利用している状況となっております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 今総務政策部長から答弁あったとおり、地元の方々の生活航路として非常に重要な航路、そして維持し続けることが必要だというふうなことは理解いたします。ただ、現在の利用者状況からすると、収支が大幅に改善するようなことはなかなか難しいだろうというふうなことを考えまして、今後県からの補助、どれぐらい来るのか、見通しわかっていたらお知らせ願いたいと思います。

また、今後市の、今回の議会冒頭でも市長の説明がありましたが、市の財政中期見通しによる改善対象事業ということこれからいろいろやっていくというふうなことがあれば、この事業に対しても将来どうなるかというふうなことが問われるというふうになると思います。この利用者に対する補助金のあり方を考えた場合、歳出面での財源対策としての見通し、どういうふうにしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

今後の県の支援の見通しと航路補助のあり方ということの2点でございますけれども、まず県の補助の見通しについてであります、国を含めて県の支援は相当今後厳しくなっていくものというふうに考えております。県のほうでは、平成24年度から平成26年度までの3年間で、むつ市、佐井村へ現行スキームで補助金を交付しておりましたが、今年度からは補助スキームを見直すということとしておりました。こういったことから、実は私自身が県へ出向いて県への支援を働きかけて、今年度は、少なくとも今年度は現行のスキームで支援していただくということで、県の補正予算にも計上していただく予定となっております。

しかしながら、来年度以降は不透明な状況であり、国や県の補助が減少すれば、市や村への大きな負担が及ぶこととなります。市では、今年度からはさまざまな補助金、負担金を初め経費の削減に努めております。

また、今回お示した財政中期見通しにおきましても将来は非常に厳しい状況になることが想定されますことから、この航路補助についても財源対策の重要事項として、財政健全化に向けた検討を始めなければならない時期になっており、離島航路として位置づけられている佐井村とも連携をして協議を進め、次回定期検査が行われ、通常より経費増が見込まれる平成29年度までには補助金のあり方をゼロベースで精査していく必要があるものと考えております。

さらに、現在東北運輸局、これ国土交通省ですけれども、それから県、青森市、佐井村などで組織しております青森県離島航路維持改善協議会において、この航路の今後の活用方法についての話し合いが持たれているところでありますが、市といたしましては、次回開催時に、今後の方針や計

画について時期を定めて会社のほうから提出していただく旨の提案をする予定でありまして、それを踏まえて対応を考えていくこととし、我々からも経営改善への働きかけを強めてまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇議案第66号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第66号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第67号～議案第75号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第22 議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、平成26年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） おはようございます。それでは、平成26年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計及び各特別会計に係る歳入歳出決算書、附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に行われており、財産の管理についても適正であると認めました。

平成26年度のむつ市一般会計歳入歳出決算は、実質収支額では2億3,920万8,561円の黒字を生じましたが、実質単年度収支額は1億3,737万1,673円の赤字決算となっております。

事業の概況としましては、安全で安心な生活環境の整備と住みよいまちづくりや、産業の振興及び基盤の整備、さらには教育や文化等の振興など、各般の取り組みに力が注がれた一方で、財政規律が特に意識され、節減対策が新たに講じられるなど、抑制基調強化の予兆を実感させるものともな

りました。

今後においては、財政運営に影響を及ぼす課題が多いことから、引き続き自主財源の確保や経費の節減はもちろん、とりわけ効率的かつ効果的な行財政運営に努めることが求められるところであり、種々の取り組みを重ね合わせ、不断の努力をもって持続可能な財政運営や弾力的財政基盤の確立の課題に立ち向かいながら、地方創生への取り組みと相まって、希望のまち実現に邁進されることを望むものであります。

特別会計については、6特別会計のうち国民健康保険特別会計においては赤字を生じた決算となっております。平成26年度は、中長期的展望に立って策定された国民健康保険財政健全化指針に基づき保険税の税率改定等健全化に向けた具体的な取り組みが実施され、相応に推移しているところではありますが、今後においても国保運営主体の県への移管等を見据えながら、国における制度改正や施策動向を踏まえ、財政健全化に引き続き努めるよう望むものであります。

次に、平成26年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。水道事業会計については、地方公営企業会計制度の見直しにより、新会計基準が平成26年度予算及び決算から適用となっております。

今回審査に付されましたむつ市水道事業会計決算報告書を初め財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係する証拠書類と符合しており、正確でありました。

予算の執行は、地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、また経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

平成26年度のむつ市水道事業会計決算は、収益的収支について見ると、9,153万2,662円の純利益を生じた決算となっております。事業の概況とし

ましては、主として上水道整備事業及び簡易水道統合整備事業を継続しており、安定給水の確保に努めております。

昨今は、災害や自然環境、社会経済情勢等の変化により水道事業を取り巻く環境が厳しさを増してきておりますが、今後においてもむつ市水道ビジョンの基本理念のもと、経費合理性を高めつつ、健全経営の維持と公共の福祉の増進に引き続き努めるよう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配布の平成26年度むつ市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成26年度むつ市水道事業会計決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にさせていただきたく存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（山本留義） これで代表監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました9議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第67号 平成26年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

次は、議案第68号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

次は、議案第69号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

次は、議案第70号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

次は、議案第71号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

次は、議案第72号 平成26年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

次は、議案第73号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

次は、議案第74号 平成26年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

次は、議案第75号 平成26年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

これで平成26年度むつ市各会計決算等に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号から議案第75号までの平成26年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第67号から議案第75号までの平成26年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員23名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました決算審査特別委員会において、委員長に佐々木隆徳議員、副委員長に菊池光弘議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第76号

○議長(山本留義) 次は、日程第23 議案第76号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、大畑町魚市場建設第1期工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第77号

○議長(山本留義) 次は、日程第24 議案第77号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 3点ほどお聞きいたします。

この協定の内容は、ほかの地域、弘前市とか八戸市、向こうのほうでもいろんなこういう協定を結んでいるのでありますが、ほかの地域での協定と大体同じ内容であるのかどうかをお聞きいたします。それとも、むつ市独自のカラーを出して、そういうものになっているのかどうかをお聞きいたします。

2点目ですが、今回のこの協定というのには、見たところ、消防、医療、し尿、廃棄物、そういうものなど既に一部事務組合とか広域事務組合などで実施している事業が入っているのですが、この定住自立圏と事務組合というのは、私は別なのではないかなというふうに思っていたのですが、既存の事務組合などで実施している医療とか消防だとか廃棄物、こういう事業は、結局それらの事業を所管がえして、これからは定住自立圏という事業としてやっていくのかどうかというのを聞きたいと思います。もしそうでなくて、これまでどおりだというふうなものであるならば、それ

こそ一部事務組合、広域事務組合、こういうもの
で実施している事業は、この協定から外したほう
がいいのではないかと思うのですが、そのところ
をお聞きしたいと思います。

3点目ですが、協定に掲げている事業で定住自
立圏として新たに取り組む事業というのは何なの
かというのは、ちょっと私見た限り見えなかった
ものですから、結局ただ全部網羅して書いてい
るかなというふうに感じましたものですから、新
たに取り組む事業というのは何なのかというのを
ちょっとお聞きしたい。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 横垣議員のお尋ねに
お答えいたします。大きく3点にわたるお尋ねで
す。

まず、協定の内容は他の地域での協定と大体同
じ内容か、またむつ市独自の内容があるのかとい
うご質問についてであります。定住自立圏形成
協定に規定する事項につきましては、総務省が制
定した定住自立圏構想推進要綱において規定され
ているところでありまして、ご審議いただいてお
ります協定につきましても、これに基づいたもの
となっており、他の定住自立圏と同じような内容
となっております。

また、連携項目につきましても、同要綱に規定
しております生活機能の強化に係る政策分野、結
びつきやネットワークの強化に係る政策分野、圏
域マネジメント能力の強化に係る政策分野の3つ
の視点から定められるものでありますことから、
その内容が大きく異なるということはないので
あります。医療、福祉、教育といった政策分野
の中での具体的事項におきましては、地域の実情
に応じた取り組みが規定されておりますことか
ら、それぞれの実情による事務事業となっております。

次に、2点目、一部事務組合で既に実施してい
る事務事業との関係ということでございますけれ
ども、定住自立圏形成協定に基づく事務の執行に
ついては、機関等の共同設置とか事務の委託のほ
か、一部事務組合、広域連合などの手法が活用で
きるとされております。したがって、定住自
立圏が形成された後も所管がえ等をする必要はな
く、これまでどおり一部事務組合の事務として実
施することは何ら差し支えないものであります。

また、定住自立圏の形成によって国の財政的支
援もございますことから、これを活用することに
より、新たな事業に対する取り組みとか、必要に
応じて1対1での柔軟な対応も可能となるもので
あります。例えば医療の分野においては、一部事
務組合としての医療センターの運営とは別に医師
確保や診療の充実などといった大学との連携によ
る新たな取り組みも可能であり、より充実した医
療の提供も期待されるところであります。このよ
うに、それぞれの取り組みを一部事務組合、そし
て定住自立圏の両者で重層的に実施していくこと
で魅力ある圏域をつくり、定住促進を図るもので
ありますので、定住自立圏と一部事務組合を切り
離して考える必要はなく、既に広域的な取り組み
を行っている一部事務組合の事業は必要不可欠な
ものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存
じます。

次に、3点目ですけれども、定住自立圏として
新たに取り組む事業は何かということございま
す。新たに取り組む事業は何かということございま
す。例えば在宅当番医制度があります。初期医療体制
の充実について、休日、夜間の救急患者の治療に
当たることを目的として、むつ下北医師会に委託
しておりますけれども、圏域町村の住民の皆様が
受診する場合も想定されますことから、広域的に
取り組むべき事業としたものであります。

また、市町村職員の資質向上のための研修事業の企画、実施もありますけれども、市町村職員の育成について、地域を牽引する人材を確保し、育成するという観点から、圏域内における取り組みとすることとしたものであります。

以上であります。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今の答弁を聞くと、医療の関係、職員のレベルアップ、そういうところがこれから新たに取り組む事業として想定されるような答弁として私はお聞きしたのですが、何となく全部網羅、ただ書いて、これからどういうことをやっていくかというのをこれから何か考えるというふうな感じがすごくするのでありますが、そこのところはもっと議論して、この定住自立圏をもっと有効に活用するにはどういう事業がいいのかというのを、そもそも各町村と議論しているのかどうかというのを確認させていただきたいと思いません。

市長のほうからも、議員に対する説明はそれなりに受けたのですが、何となくその説明の中でも、ただ交付金をもらうためにこういうのを実施するような、そういうのがちょっと強調されたような気がするのですが、その交付金以前にこの定住自立圏というのはどういうメリットがあるのか、これでどういう地域づくりをしていくのかというのがやっぱりちょっと見えない感じがあります。そここのところ、もう少し市長のお考えをしっかりと聞きしていきたいなと。ただ交付金云々だけではなくて、この定住自立圏でどういうことをしっかり新しくやっていきたいと考えているのか、そここのところを再度お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

定住自立圏の取り組みでありますけれども、中

身といいますか、これから共生ビジョンというものをこの圏域の市町村、協力してつくるという中身になってございます。基本的には、中身はその中で議論をするということでありまして、現時点で各町村とこの医療、あるいはインフラの整備、あるいは今申し上げた職員の資質の向上ですとか、そういったことについて話し合いが持たれているという状況でございまして、今後その共生ビジョンをつくる過程の中でこの中身が明らかになるということと理解をしていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということは、やっぱり今後の議論がまたれるというふうな形で、とりあえず項目は全部網羅した形で今回協定を結ぼうということではありますが、そういう意味では今後の議論の進め方、これがまた鍵を握るかなというふうに思いますので、そここのところの協議の仕方というのはどういう形でやっていくのか、その各町村との連携の仕方、定期的に意見交換、部課長クラスを一月に1回とかそういう形で集めて、そして協議していくという形がこれからなされるのかどうか、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総合戦略課長。

○総務政策部総合戦略課長ジオパーク推進室長（角本 力） 今後の進め方ということでありますけれども、この定住自立圏に関しましては、この後この協定が締結された後には、共生ビジョン懇談会といいます外部の方、市民の方、または町村の代表の方を集めまして、具体的な項目、これについて議論を深めていくこととなります。

以上です。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第78号

○議長(山本留義) 次は、日程第25 議案第78号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第79号

○議長(山本留義) 次は、日程第26 議案第79号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第80号

○議長(山本留義) 次は、日程第27 議案第80号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第26号

○議長(山本留義) 次は、日程第28 報告第26号 平成26年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第26号の質疑を終わります。

報告第26号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第29号

○議長（山本留義） 次は、日程第29 報告第29号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 報告第29号 専決処分した事項の報告について質疑させていただきます。

これは、自動車事故による賠償ということで、次の報告第30号、報告第31号にもかかわることでありますが、何でもかような質疑の通告をしたかという、今までは自動車の物損事故ということが報告でよく行われますが、このたびは人身事故ということでありますので、少し重要視していただきましたので、今後のこともありますから、質疑をさせていただきます。

まずは、職員に対する安全対策、安全指導または安全教育、どのように行われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

公用自動車の運転につきましては、職員に公用自動車の運転を命ずる場合の取り扱い基準を設定しており、所属長が公務遂行上必要があると認める場合に、この基準に基づき職員に運転を命ずることとなっております。

運転に際しましては、これまでも機会あるごとに全職員に対して交通安全に対する意識向上に関して注意喚起を促し、また若手職員にはむつ地区安全運転管理者協会が主催する若手ドライバー交通安全研修を受講させ、新採用者研修においても交通安全意識の啓発を行ってきておりますが、残念ながら毎年物損を含め数件の公用自動車による交通事故が発生している状況にあります。

本報告の案件につきましては人身事故であり、幸いにも大事には至らなかったとはいえ、被害者の方にはご迷惑をおかけし、また市に対する信頼が損なわれることにもなりかねません。今後においても、管理職職員による所属職員への指導監督など、常に交通安全を意識し、安全運転に万全を期すよう注意を促すとともに、職員への安全講習等の充実を図り、再発防止に努めていきたいと考えております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 調べたところ、市の安全運転管理者は管財課長になっていました。しかし、安全に関する事務を預かるところは総務課長ということになっておりまして、この整合性がとれていないことも、やはり職員の皆さんにもしかすれば浸透しない、またはその浸透させるための方法が少し緩んでいるのかもしれないというふうな疑問に達しました。そここのところの整合性、管財課長が安全運転管理者であるということと、あとその事務を預かる部署が総務課だということの整合をどういうふうにとっていくのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

道路交通法の規定による安全運転管理については、議員おっしゃられるとおり管財課が所管しており、また職員の服務という観点から総務課の所管であるということで、職員の交通安全対策には2課が関与しておるわけでございますが、事故防止に向け、両課がそれぞれの立場からタイアップして臨んでおり、今後このようなことが起こらないように、より連携を密にしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。
以上で報告第29号の質疑を終わります。
報告第29号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第30号

- 議長(山本留義) 次は、日程第30 報告第30号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。
本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。
以上で報告第30号の質疑を終わります。
報告第30号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第31号

- 議長(山本留義) 次は、日程第31 報告第31号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。
本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。
以上で報告第31号の質疑を終わります。
報告第31号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第32号

- 議長(山本留義) 次は、日程第32 報告第32号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。
本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。
以上で報告第32号の質疑を終わります。
報告第32号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第33号

- 議長(山本留義) 次は、日程第33 報告第33号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。
本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。
以上で報告第33号の質疑を終わります。
報告第33号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第34号

- 議長(山本留義) 次は、日程第34 報告第34号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度むつ市一般会計補正予算に

ついて報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第34号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第34号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第34号は承認することに決定いたしました。

◇報告第35号

○議長(山本留義) 次は、日程第35 報告第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。6 番目時睦男議員。

○6 番(目時睦男) この補正予算は、今月の末開催されますあおもり10市大祭典 in むつに対して984万8,000円を補正するものであります。その内容の内訳と、専決処分をせざるを得なかった理由についてお伺いをいたします。

○議長(山本留義) 経済部長。

○経済部長(高橋 聖) 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、報償費でございますが、田名部まつり五町の山車や、おしまこ流し踊りに参加していただくための謝金、しもきた克雪ドームの内外に展示をお願いしております大湊まつり、大湊ネブタに対する謝金として377万円を計上しております。

次に、需用費でございますが、市独自の準備に要する消耗品費として20万円を計上しております。

次に、委託料でございますが、シャトルバス運行に伴う貸し切りバスに係る経費や駐車場警備に係る経費、しもきた克雪ドーム内に設置する田名部まつり五町の用具保管場所設営経費等として587万8,000円を計上しております。

なお、この経費につきましては、全額を青森県市町村振興協会から当市へ交付されることとなっておりますサマージャンボ宝くじ収益金市町村交付金の活用を予定しております。

なお、専決処分しなければならなかった理由ということでございますが、委託料の事務手続に急を要したことから専決処分したものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長(山本留義) これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第35号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第35号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第35号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月11日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月14日及び15日は決算審査特別委員会のため、9月16日及び17日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明9月11日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月14日及び15日は決算審査特別委員会のため、9月16日及び17日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月12日及び13日は休日のため休会とし、9月18日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時07分 散会